

議案第 9 号

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
について

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

令和 7 年 4 月 1 日より筑紫地区介護認定審査会の担当市となることに伴い、筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を定める必要が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 39 年条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

筑紫地区障害支援区分等 審査会	会 長 及 び 合 議 体 の 長		12,500	
	委員		10,500	

」

を

「

筑紫地区障害支援区分等 審査会	会 長 及 び 合 議 体 の 長		12,500	
	委員		10,500	
筑紫地区介護認定審査会	会 長 及 び 合 議 体 の 長		15,000	
	委員		13,000	

」

に改める。

別表第 1 の備考に次のように加える。

- 5 筑紫地区介護認定審査会の会長、合議体の長及び委員へ費用弁償は支給しな

い。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。